作成日：2026年11月16日

「一般ガス小売供給約款」における値引きについて

〔令和８年１２月１日から実施〕

２３．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第６の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６の２（２）のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８０円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）*注1－１８．０円

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８０円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）*注1－１８．０円

（備　考）

上記イ、ロの算定式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨てます。

*注１：

令和８年１０月２９日に、高市総理から、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、家庭の電力使用量の最も大きい時期である１２月から２月までの冬期の電気・ガス料金を支援することが公表されました。政府の意向に基づき下記の値引きを実施いたします。

2027年1月の検針日の翌日から2027年3月の検針日までにおいては、年間契約量が1000万立方メートル未満のお客さまのこの「一般ガス小売供給約款」に定める調整単位料金（１立方メートル当たり）は、単位料金の調整によって算定される調整単位料金（１立方メートル当たり）から１８．０円（１立方メートル当たり）を引き下げたものとします。

なお、2027年1月検針分において算定される調整単位料金（１立方メートル当たり）は、４．０円（１立方メートル当たり）を引き下げたものとします。

沖縄ガス